

	新型コロナ感染「第7波」に対応するため 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	7月16日（土）決定
と こ ろ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
都知事は7月15日、現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を防止するため、都民および事業者に対し、引き続きの取組として、基本的な感染防止対策の徹底等の協力を依頼した。 区は、都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、7月16日以降、以下のとおり対応する。	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年7月16日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様には、3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、積極的なワクチン接種をお願いする。
- (2) 区内の飲食店等のうち、都の感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗については、入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とし、酒類の提供は午後9時までとするようお願いする。
引き続き、業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話 03-5984-1027